

新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部を改正する法律案の概要

改正の趣旨

- 新型コロナウイルス感染症の流行を早期に終息させるために、徹底した対策を講じていく必要がある。
- 国民生活や経済、社会に重大な影響を与えるリスクに対し総合的な対策を講じられるよう、新型コロナウイルス感染症も新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「法」という。）の対象となるよう、改正を行う。

改正の概要

1. 法の対象となる「新型インフルエンザ等」の定義の改正（第2条関係）

- 法の対象に新型コロナウイルス感染症を追加する（暫定措置）。

2. その他所要の改正を行う。

施行
期日

公布の日の翌日